

農地転用申請に係る添付書類の確認事項（四国中央市農業委員会）

H29年4月～

	詳細説明
1 許可申請書	許可申請書・許可書に必要な事項を押印を行い、許可申請書2部、許可書は1部提出する。法人の場合、法人名や役職名を略記しないこと。また押印は、代表者の役職印を押印する。
2 委任状・確認書	申請が行政書士による代理申請の場合は、委任状及び確認書が必要。委任状に確認書の内容が盛り込まれていれば委任状のみでも可。
3 土地の登記事項証明書(申請地・一体利用地)	申請日前6ヵ月以内の日付の証明書であること。 所在、地番、地目、地積が申請書記載の土地の表示と一致していること。 所有者の住所および氏名が申請書の記載と一致していること。土地所有者が取得した原因および最近3年間以上の所有権状況がわかること。 過去において今年度以内に分筆している場合は、分筆すべての筆の面積がわかる資料を添付。 仮登記、地益権等ある場合は、同意書を添付。 一体利用地(公道からの進入路、同一事業内容等)がある場合はその登記事項証明書も必要。
4 住民票	譲渡人が登記簿謄本と異なる場合、または譲受人が市外の場合(写し可)添付
5 付近見取図	住宅地図に、申請地を朱で明示すること。一体利用地がある場合は、朱以外で明示し、一体利用地と記入すること
6 地番地目図	公図の写しに申請地を朱で明示し、申請地と周辺地の地目を記入。なお地目が公簿と現況とで異なる場合は、()内に公簿地目を()外に現況地目を記入。(6ヶ月以内の日付)
7 現況写真	申請日前6ヵ月以内に撮影されたもので現況と同じであること。 申請地に通じる公衆用道路を含めた全体のわかる写真で、申請地及び一体利用地を朱で囲み、撮影年月日を記入すること。
8 土地利用計画図(平面図)	一体利用地を含め全体の土地利用計画がわかるもの(長さ等明示)であること。申請地が公道と接していない場合には、進入経路がわかるものであること。 建築基準法に基づき建築物を建てる場合、道路幅員、後退線等を記入すること。
9 建築平面図	建築物を建てる場合、求積平面図を兼ねたもの(各階必要)
10 資金計画書	転用事業全体に係る資金計画が記載されたもの。
11 資金証明書	申請日前6ヵ月以内に発行されたもので、金融機関の証明印があるもの。通帳の写し等は転用事業者本人の原本証明が必要。
12 事業計画書	転用が個人住宅等以外の事業目的の場合必要で、特に「転用の理由及びその必要性、緊急性」については、既存施設の状況を踏まえ、具体的かつ詳細に記入すること。
13 資材等の必要面積検討表	転用が資材置場、駐車場等の場合必要で、現在の事業所等との位置関連図等説明資料も添付すること。
14 (1) 定款	法人の場合必要で、写しの場合は原本認証すること。(6ヶ月以内の日付)
14 (2) 登記事項証明書(法人)	申請日前6ヶ月以内の日付の証明書であること。
14 (3) 議事録	定款と登記事項証明書の重要な記載(目的、所在地等)が違う場合に、当該変更となった際の議事録を添付
15 地区土地改良区意見書	農地転用に関する意見書。申請日前6ヶ月以内の日付の証明書であること。 土地改良区のない地域にあつては地元水利組合意見書。 買受適格証明願の場合は上申書を提出。
16 水利権者(架橋施行等)、耕作権者、共有者等の同意書	取水、排水及び水路に架橋施行等につき、関係権利者の同意が必要な場合添付。 所有権者同意書は、所有権以外の権利に基づく第4条申請の場合に添付。 耕作権者同意書は、転用前に解除等を行わない場合に添付。 共有者同意書は、共有地を共有者の一人が転用する場合(第4条申請)に添付。
17 他法令の許認可書 (国有財産の用途廃止、開発行為許可等)	申請地内の農道、水路等国有財産の用途を廃止する場合や、都市計画法開発行為許可等他法令の定める許認可等を要する場合においてこれを了している場合は、その旨を証する書面または、その見込みを確認できる書面を添付。
18 違反転用の場合(始末書)	当事者及び工事施行者の違反に至った経緯等具体的に記載した書面(経緯を具体的に記入)

19 その他必要な書類

通行承諾書(一体利用地として、申請地に入るため必要な場合に添付)

一体利用地売買契約書等の写し。(一体的に転用事業を行う土地がある場合に添付。)

駐車場借受申込書(貸駐車場の場合)半数以上の仮契約書、申込書等が添付されていること。

貸施設(貸資材置場、貸店舗等)の場合は、転用事業者の事業計画書のほか、借主の事業計画書(及び必要面積検討表)を添付。借主が法人の場合、定款又は法人登記事項証明書のいずれかを添付。

宅建業免許の写し(建売住宅、宅地分譲を転用目的とする場合)

植林転用の場合は、植林調書必要

20 提出の前に事前確認事項

用途区域、農振農用地、農業者年金、納税猶予者、小作権、地役権などの利害関係者がいないかどうかを、一体利用地を含めて、謄本や農地台帳で確認してください。

過去の進捗状況報告書等が提出しているかどうか確認。

個人住宅等建築物を建てる場合、建築基準法に合致しているか事前確認してください。

2種農地を転用する場合、申請地の選定の理由(代替地がないことの説明)を詳しく記載してください。申請人の実家が近いまたは現住居から近いとの記載がある場合、申請地との位置関係が確認できる位置図を添付してください。

※提出部数 正本(原本添付)、副本 各1部 計2部